

マタハラ相談最々

いつもお世話になっております。

梅雨入りをして、雨が続いています。



通勤は車なのでほとんどストレスはありませんが、洗濯物がカラッと乾かないのが憂うつになります。

最近、女性の社会進出に伴い、産休・育休も取得されて働かれている方が増えているように感じます。

実際に弊社でも手続きが多いたいと感じます。

一方、マタハラ(マタニティーハラスメント)に関しては、過去最々の4200件超えの相談が労働局などに寄せられているようです。

マタハラの判断基準については厚労省が昨年3月に「原則として妊娠・出産後から1年以内に出生が不利益な取り扱いを受けた場合は直ちに違法と判断する」と明確化して労働局に通知しています。

出産手当金や、育休の手続き、または1年を超えての延長の手続きをしていると「企業(事業主)側も受け入れてくれて復帰しやすい環境なんだあ」と思っていました。なかなかならぬか、そういう企業ばかりでもないさそうですね (><)



メールマガジン配信希望の方は下記メールアドレスまでご連絡くださいませ。